

第8回教育委員会会議

1 日時 令和3年5月25日（火） 午後3時30分～午後5時15分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1共通会議室

3 出席者

山本 晋次 教育長

森末 尚孝 教育長職務代理者

平井 正朗 教育長職務代理者

巽 樹理 委員

大竹 伸一 委員（ウェブ会議の方法により参加）

栗林 澄夫 委員

多田 勝哉 教育次長

山口 照美 生野区担当教育次長

大継 章嘉 教育監

三木 信夫 理事兼政策推進担当部長

川本 祥生 総務部長

忍 康彦 教務部長

福山 英利 指導部長

山野 敏和 教育事業推進担当部長兼第1教育ブロック担当部長

村川 智和 総務課長

仲村 顕臣 首席指導主事

大川 博史 生野区役所地域活性化担当課長兼生野区教育担当課長

本 教宏 教職員人事担当課長

上田 慎一 教職員サービス・監察担当課長

松浦 令 教育政策課長

有上 裕美 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

(1) 教育長より開会を宣告

(2) 教育長より会議録署名者に異委員を指名

(3) 案件

議案第49号 「大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則」の一部改正について

議案第50号 生野区の就学制度の改善の方針について

議案第51号 職員の人事について

議案第52号 職員の人事について

議案第53号 職員の人事について

協議題第9号 令和2年度局運営方針振り返りの報告並びに教育行政点検評価報告書の作成について

協議題第10号 「大阪市教育振興基本計画」について

なお、議案第51号から第53号については会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、協議題第9号および第10号については会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第49号「「大阪市立小学校および中学校における就学すべき学校の指定に関する規則」の一部改正」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は学校選択制や指定校変更等の手続きに関して規定したものであり、その就学に関する規則の一部改正をするものである。改正の趣旨及び理由についてであるが、本市では、児童・生徒が就学する小・中学校については、住所による通学区域を基本としつつ、子どもや保護者が学校を選択できるように学校選択制や指定校変更を実施している。この度、令和4年4月に、義務教育学校の生野未来学園、小中一貫校の大池小学校および田島南小学校の3校が新たに開校することに伴い、新たな学校種である学校、義務教育学校に関する規定整備を行うとともに、学校の設置又は廃止に伴い、指定校変更を区が実施できるようにするため、規則の一部を改正するものである。

具体的な内容について、1点目は義務教育学校の設置に伴う規定整備についてである。

新設される義務教育学校においても、小学校や中学校と同様に、学校選択制や指定校変更の適用が行われるよう、規則の名称や定義、学校選択や指定校変更の手続き等の関係各条項において、義務教育学校に関わる文言を追加する規則改正を行うものである。

次に、2点目は学校の設置又は廃止に伴う新たな区指定校変更基準の設置についてである。これまで区が設定可能な指定校変更の要件としては、通学距離や兄弟関係等を規定しており、学校の設置又は廃止等、学校再編に伴う指定校変更の規定はなかったが、今回の生野区のような新たな学校の設置や廃止に伴い、通学区域等の変更が生じる場合には、保護者や地域の住民の方の意見を踏まえながら、区が必要に応じて指定校変更を実施できるように新たな規定を追加するものである。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 規則の15条の5項で新設の条文ですが、「学校の設置又は廃止により通学区域又はその他の変更が生じることに伴い、指定校変更が必要と認められる場合」とありますが、認めるのは、これは区長が認めるということですか。

【川本総務部長】 そうでございます。

【森末委員】 どういう場合に必要性があるかというのは、今のところ、こんな場合かなというのは想定されていますか。

【川本総務部長】 今回のように新たな学校の設置があったり、あるいはこれまでの小学校が廃止になったり、そういった場合に通学区域、あるいは所在地であったり、あるいは教育内容であったり、そういったものが変更になった時には、今回指定のような指定校変更が必要と認められる場合につきまして、該当するというように考えているところでございます。

【森末委員】 それは距離とかがやっぱり関係するのかがというのが聞きたかったのですが、どうですか。

【川本総務部長】 当然、距離とかも関係することになると思います。

【森末委員】 はい。結構です。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第50号「生野区の就学制度の改善の方針について」を上程。

山口生野区担当教育次長からの説明要旨は次のとおりである。

本日の審議内容については、先ほどの議案第49号、就学規則の一部改正による改正後規則の第15条第1項第5号を適用するものと同じく、第15条第1項第4号を適用するものである。規則第15条第1項第5号の適用について、趣旨の一段落目は、学校選択制の経過を記載しているが、こちらについては本年3月23日に議決いただいたところである。

一方で、生野区西部地域の学校再編においては、中学校区を基本とした再編としているため、現・舍利寺小学校の児童については、再編に伴い、大池小学校と生野未来学園に分かれることになる。このことについて、これまで保護者の方から友人関係を踏まえた不安や懸念とともに、再編後の学校を選択することは出来ないかという意見が多数寄せられてきた。また、舍利寺小学校区の東部からは、より近隣の田島南小学校に児童を通わせたいという保護者の意見も寄せられてきた。これらのことから舍利寺小学校児童の友人関係、通学の安全を考慮するに至った次第である。

また、義務教育学校及び2校の小中一貫校は、他校にない魅力ある教育環境が整備された学校としての開校をめざしていくが、舍利寺小学校の在籍児童のみ、この3校を自由に希望できるという状況は、校区が分かるといった実情を考慮しつつも、区内の児童生徒に対する公平性を確保するといった観点から、大池小学校、田島南小学校については、区内の小学校に在籍する全ての児童を対象に、生野未来学園については、区内の小中学校に在籍する全ての児童生徒を対象に、より良い教育環境を選択する機会を等しく提供すること。また、児童保護者の選択の機会を確保するため、規則第15条第1項第5号の指定校変更基準により、指定校変更を行っていきたい。実施時期については、令和4年4月のみとしている。

なお、募集枠を超える希望者数となった場合、抽選を行うことになるが、抽選時の優先条件を設定することとする。小学生については、まず、A、舍利寺小学校の児童が大池小学校又は生野未来学園を希望する場合を優先順位1位とする。次に、B、変更を希望する学校に兄や姉が在学する場合と、C、通学距離が通学区域校よりも変更先の学校の方が短い場合の両方を満たす者を優先順位2位とし、B又はCのいずれかに該当する者を優先順位3位とする。中学生においては、変更を希望する学校に兄や姉が在学する場合を優先条件とする。以上が規則第15条第1項第5号の適用の説明である。

次に、規則第15条第1項第4号の適用についてであるが、規則では、学校選択制により通学区域外の学校を就学校と指定されている弟、又は妹がいる児童生徒について、弟、又

は妹が当該学校に就学する最初の日より、当該学校に就学を希望する場合、指定校変更を行うことが出来るとされている。生野区では令和4年4月から、区内全域で学校選択制を導入することに伴い、この指定校変更基準を導入していきたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【栗林委員】 事前説明でご指摘いただいた友達関係であるとか、あるいは保護者の意向を反映した形で学校を選ぶということが、舍利寺小学校の場合には生じてくるので、例えば、抽選になった時にここに書かれているようにABCの項目を設けて処理していくというのは、それは理にはかなっているかなというように思うのですけれど、矛盾するようなケースも中にはあるのではないかと思います。例えば、生徒本人の希望と保護者の考え方が異なっているとか、そういうようなケースもあり得るのではないかと。友達関係というように先ほどもおっしゃっているのですけども、処理の仕方としては非常に分かるような気はしますが、実態に本当に合っているということを整合性のあるような形で説明できるのでしょうか。そこはどのように判断されるのか教えていただけたらと思います。

【大川地域活性化担当課長】 基本的に今回、学校再編を機会としまして、新しく出来る学校を児童生徒が選べるようにということでさせていただいています。今、栗林委員からご指摘がありました、保護者の方と児童生徒の意向が異なる場合といったこと、そこにつきましては、今明確にお答えすることは出来ないのですけれども、これまでの学校選択制、生野区西部地域は今回、令和4年4月から学校選択制を導入してまいります、東部地域の方につきましては、平成31年から導入しておりましたので、利用された方とかのアンケートをとっておりますので、その辺も分析はしていきたいと思います。ただ、保護者の一方的な意向、児童の一方的な意向といいますか、そこだけで簡単に判断しないように、きっちりとお考えいただくような形で説明はしてまいりたいと存じます。

【栗林委員】 ありがとうございます。

【大竹委員】 優先順位条件の設定についてというのは、これはよく分かりますし、特に校区が分かれる舍利寺小学校を例とするというのはそのとおりなのですが、事前説明の時にも聞いたのですが、確認として、要はAで希望する生徒が抽選で外れるような割合というのはほとんどないというような話を聞いたのですけれども、それでよろしいですか。分割されるような校区の生徒、保護者の意思はなるべく尊重したいというように思いますので、そういう面ではAの人は、ほぼ全員、希望した学校の方に行けるというような

見通しで良いかどうか、確認だけさせていただければありがたいと思います。

【大川地域活性化担当課長】 舍利寺小学校から大池小学校と生野未来学園に分かれる児童の割合といたしまして、だいたい5対1ぐらいの割合になってまいります。生野未来学園に行く子どもが5に対して、大池小学校に行く子どもが1ぐらいの割合になってまいります。例えば、生野未来学園の校区の児童がたくさん大池小学校の方を選ぶといったことになった場合は、どうしても教室数、枠の問題がありますので抽選になってくるという可能性はございます。ただ、逆に、大池小学校の校区に居住している児童が生野未来学園を選ぶ場合というのは、先ほど申し上げましたとおり、5対1の割合ですので、だいたい1学年1クラスなのですけれども、舍利寺小学校は総児童数と考えますと、生野未来学園に大池小学校区の子どもの行きたいと言った場合は、ほぼ枠内に収まるというふうに見込んでございます。ですので、生野未来学園の方の子どもが大池小学校を選ぶ場合は、たくさんあれば抽選になる可能性は出てまいりますけれども、本日、審議いただいた後、今後、保護者、児童に周知してまいり際には、定員を超える場合は抽選になるということと、抽選のこういった優先順位をつけるということもしっかりと説明して対応してまいりたいと存じます。

【大竹委員】 そうですね。やはりこういう機会に皆さんそれぞれ選択されるので、特に校区が分割される学区のところの児童あるいは保護者の方には、丁寧にご説明をして、調整をしていただければありがたいと思います。

【森末委員】 先ほどの質問とこれが関連するのですね。規則の15条1項5号で区長が認める場合という基準を今回、この方針に書いてある。まずこういう理解でいいのですよね。実施時期が令和4年4月のみとなっていますから、今回再編する、この最初の時だけでこの方針を適用するということですか。

【山口生野区担当教育次長】 そのとおりです。

【森末委員】 それ以後に、次の学年時に兄弟関係とかは関係ないというか、これは適用にならないということでもいいですね。分かりました。それから、次の4号の適用と書いてあるのですが、この4号というのは、今、条文はないのですけれども、兄弟のことですか。

【大川地域活性化担当課長】 現在、15条1項第4号に記載されていますのが、学校選択制で児童の弟、妹が指定校以外を選択された場合に、指定校に行っている上のお子さんが弟、妹が行く進学先に指定校変更することができるという規定になってございます。

今回、令和4年4月から生野区全体、特に西部地域に選択制を導入してまいりますので、これまで学校選択制がなくて指定校に進学している児童についても、弟、妹が選択制で違う学校に行った場合には、この項を適用できるといった形でございます。

【森末委員】 添付が無かったので説明していただきました。ありがとうございます。

【山本教育長】 先ほどの大竹先生のご質問の分で、実際に実務的には抽選になる可能性がほとんどないということは個々の長い間の経過の中であると思いますが、もしそういう状態に陥った場合は教育委員会会議でご報告させていただくように、そこはお願いしておきたいと思っております。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第51号「職員の人事について」を上程。

説明要旨及び議事概要については、大阪市職員条例第30条第5項の規定により非公表

議案第52号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、事業担当主事で、処分内容については、懲戒処分として停職3月とする。

当該主事は、令和2年度まで勤務をしていた幼稚園で通園する幼児の保護者に私的に連絡を行うため、園で保管している書類からその連絡先を入手し、2度、ショートメールを送信したというものである。当該保護者から園へ申し出があったことから発覚し、幼稚園、教育委員会事務局から事実確認等を行ってきたというところである。当該保護者からは恐怖を感じたという申し出があったということである。当該主事においては、反省の弁を述べているところである。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 今回、停職3月ということで、それが問題になっているのですけれども管理作業員さんということですよ。

【忍教務部長】 元々この職員は管理作業員という職をやっておりましたけれども、現在は担当、経験を積んだことによって業務内容が変わってきておまして、事業担当主事という位置づけをしております。学校の事務室というようなところで学校事務の支援を

やっているとこのような職員になります。そういう意味では管理作業員さんもそうなのですけれども、わりと職員、子どもたちとは距離を置いた職場で働いている者です。

【異委員】 その保護者と顔を合わすということはないように配慮することになるのですか。

【忍教務部長】 基本的には先生がおっしゃるような、影響のないところがどこにあるかというのを考えて、配属するべきだというふうに考えます。

【異委員】 はい、分かりました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第53号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、小学校主務教諭で、処分内容については、懲戒処分として戒告とする。

当該教諭は自身が担任する学級の児童の氏名、住所、電話番号、保護者名、兄弟の情報等が記載された学級名簿の写しを無断で持ち出し、紛失をしたというものである。当該教諭は昨年末に学級の子どもたちに年賀状を出そうと考え、名簿の写しを持ち出し、紛失に気付いたが自宅になく、移動中に落とした可能性があるというところである。年末年始休暇が明け、事案を教頭に報告した。その後、学校教育委員会事務局が事実確認を行ってきたというところである。現在のところ、被害は報告をされていないというところである。当該教諭は反省の弁を述べているところである。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第9号「令和2年度局運営方針振り返りの報告並びに教育行政点検評価報告書の作成について」を上程。

三木理事兼政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

まず、令和2年度局運営方針振り返りにについては、大阪市教育振興基本計画における最重要目標である「子どもが安心して成長できる安全な社会の実現」、「心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上」、合わせて「施策を実現するための仕組みの推進」の3つを経営課題とし、9つの戦略、32の具体的取り組みを実施し、32項目中19項

目で目標を達成した。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた多くの取り組みを実施出来なかったこともあり、13項目で目標が未達成となっている。全体としては、事務局全体の自己評価を記載しているが、要約すると、新型コロナウイルス感染症対策を図りながらも、認知したいじめが解消した割合において、小学校では前年度を上回り、学習教材データ配信の活用による児童生徒の学習意欲等の向上においては、大きな成果を得る等、改善が見られたこと。

一方、不登校児童生徒在籍比率が、依然、全国と同様に増加していることや、児童生徒の学力向上に向けた課題等について、4つの教育ブロックによる、きめ細やかで多面的な支援を行っていくこと。また、子どもの学びを支える教職員の負担軽減等にも取り組んでいく必要があることをまとめている。戦略における計画にある①から④のアウトカム指標の一部については、全国学力学習状況調査の中止に伴い、小学校学力経年調査や1年生チャレンジテストをその代用として活用しているため、小学校と中学校に分けて達成状況を示している。

この局運営方針の自己評価については、本日、教育委員の皆様にご依頼する教育行政点検評価報告書を作成するにあたり資料としていただくものであるため、詳細については、後ほど確認をお願いする。

続いて、教育行政点検評価について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、および、大阪市教育行政基本条例により、教育委員の皆様のご取組、活動の状況等について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書の作成、公表が定められている。内容については、1、報告書の構成のとおり、昨年度と同様に、施策の点検評価から外部有識者による公表までの5つの柱で構成していく方向で考えている。また、報告書の作成については、2、作成の進め方にお示ししたスケジュールで進めていく予定である。委員の皆様方には条例で定められているように、局運営方針の自己評価を基に点検評価を行っていただき、令和2年度局運営方針自己評価についてのコメントシートと合わせて、教育振興基本計画に掲げた目標達成に向けて行っていただいた委員の皆様方の取組や活動の状況等について、令和2年度に教育委員として行った取組等についての点検評価シートをご参考にご作成いただき提出をお願いする。なお、委員の皆様には自己点検及び評価欄への記入をお願いして、教育委員会会議における発言内容及びその他の取組欄については、自己点検及び評価欄をご記入いただいた後、事務局の方で記入させていただくこととする。

協議題第10号「大阪市教育振興基本計画について」を上程。

三木理事兼政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

資料の方は2部構成としており、教育をめぐる現状と現計画の検証及び、本日の本題の次期計画の方向性、基本理念、最重要目標等についてまとめている。

委員の皆様方の協議等の時間を確保するため、説明は要点のみを簡潔にさせていただき、後ほど意見交換をしていただければと考えている。

まず、この計画は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する教育等に関する総合的な施策の大綱として位置づけることとする。次に、教育をめぐる現状として、SDGs、新型コロナウイルス感染症の影響、2030年以降の社会を展望した国の教育振興基本計画、完全実施した幼、小、中の新学習指導要領、今後の教育環境を大きく変えるGIGAスクール構想、また、個別最適な学びと協働的な学びの実現をめざす中央教育審議会の答申、さらに、本市の状況として、教育行政基本条例や市政改革プラン等を掲げており、これらの趣旨を踏まえて、次期計画の策定を行うこととする。

また、現計画の8つの施策ごとに、成果指標等の推移とその目標値をグラフで示し、枠囲いの中にその評価を記載している。時間が限られているので、未達成の項目から抜粋して説明する。

まず、施策1「安全で安心できる学校、教育環境の実現」では、不登校の割合であるが、全国と同様に増加しており、目標達成には至っておらず、未然防止、早期発見に向けた取組等や、不登校児童生徒の学習機会の確保に向けた取組も充実させていく必要があると考えている。グラフのいじめの解消率は、小学校は目標達成しているものの、中学校で目標を達成できておらず、小中ともに下降していることから、ICTの活用やいじめ第三者委員会の活用等、新たな取組を進め、安全で安心できる環境の実現をめざし、取り組んでいく。施策5「子ども一人ひとりの状況に応じた学力向上への取組」では、学力向上の取組の結果、全国学力学習状況調査において経年的に全国平均との差が縮小しているものの、依然として厳しい状況となっているところである。施策7「健康や体力を保持増進する力の育成」では、めざす目標水準に達して順調とは言えないことから、一人ひとりの児童生徒の状況を把握しながら体力向上に取り組んでいくとともに、今後、新型コロナウイルス感染症も踏まえ、児童生徒が食習慣を含む望ましい生活習慣が身につくよう、健康教育、食育を進めていく。

次に、これらを踏まえた次期計画の方向性、最重要目標等の案を説明させていただくと、

まず、現計画期間中の評価を総括している。約10年間の成果として、幼児教育の普及や英語力の向上、中学校給食の実施、1人1台の学習者用端末の整備等があり、2大目標についても、各施策の取組により全国平均との差が縮小し、改善傾向が見られるものの、引き続き、課題もあることから、次期計画については、現行計画における教育改革の成果を引き継ぎ、明らかになった課題へ、引き続き対応するよう方向性を承継しながら、2030年以降の社会を見据えた新大阪市教育振興基本計画として策定し、子ども一人ひとりの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びに向けた教育政策を展開することとしている。続いて、基本理念を提案させていただく。現行計画における基本理念に当たるものと、その前提となっている条例の前文の一部を記載している。次期計画ではタイトルをめぐすべき目標像から、より分かりやすく基本理念とした上で、市民や子どもたちに直接響くようなメッセージ、キャッチフレーズを加えて、より親しみやすい教育振興基本計画となるよう工夫していきたいと考えている。

事務局としては、教育行政基本条例の前文等で示された理念を尊重しながら、教育委員の皆様のご自由な発想、ご意見を頂戴した上で、新たな文案を作成したいと考えているため、あえて現計画の文章と条例の前文の一部をそのまま記載しているので、後ほどご協議、ご提案をお願いします。

次に、最重要目標の案であるが、まず、現行計画の2大目標は、息長く取り組むべき普遍的な目標であることから、新計画においても、最重要目標に位置づけるべきであると考えている。そして、この2つの目標達成の実行力を高めるためには、人材の育成やICTの活用といった教育環境の充実が不可欠であることから、新たな最重要目標として学びを支える教育環境の充実を提案する。併せて、学校現場や市民に分かりやすい表現に工夫していきたいと考えているので、例えば、2大目標については、命を守る安全・安心な教育の実現、未来に生きる学力・体力の向上等、先ほどの基本理念と同じく、教育委員の皆様方のご意見、ご提案をいただければと思う。就学前教育から中学校卒業までの学校教育と生涯学習を対象として、計画期間については、令和4年度から7年度までの4年間としている。次に策定に向けた意見聴取等であるが、有識者については、教育行政点検評価書で昨年度講評をお願いした大阪教育大学森田副学長と大阪市立大学大学院添田教授より、現行の施策や今後取り組むべき施策について、意見を伺う予定としている。また、学校現場で働く教職員が、現行計画における取組等について、何が課題であり、何が継続拡充していくべき取り組みと考えているのか、意見を聞き、次期計画における取組の内容の検討材料とし

ていきたいと考えている。アンケート項目については、現在検討中で改めて示させていただく。計画の素案が確定した段階で、パブリックコメントも実施していく。

続いて、この計画の構成について、第1編を大阪市教育ビジョンとし、第2編を大阪市教育アクションプランと整理したいと考えている。策定の進め方として、体制図、コンセプト、スケジュールを示している。計画内容や理念、施策等の策定にあたっては、シンプル、ストレート、スピーディーをコンセプトとしていく。最後に、直近のスケジュールを示しているが、総合教育会議を6月29日に開催予定としており、次回6月8日の教育委員会会議では、現計画の8つの施策に代わるものとして、9つの方向性を提案させていただく予定である。6月22日には総合教育会議の資料案を提示させていただきたく。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 大阪市教育ビジョンと大阪市教育アクションプラン、こういう表現で表されますけど、その関係についてもこういうことですよと、具体的な行動計画ですよと、今、明らかにしていただいて、表現もやはり分かりやすく、第三者というか、普通の人も読んでも分かりやすいというのは非常に大事だと思いますので、その点、何か工夫していただきたらと思いますので、宜しくお願いします。

【三木理事兼政策推進担当部長】 分かりました。そのあたり工夫してまいります。

【平井委員】 教員の成長戦略や働き方改革に対する対応等も取り入れてほしいと思います。振興計画を読めば読むほど、長くて読みにくいのです。なるべくシンプルにされた方がよいと思います。そして、なるべく薄めにしていただき、なるべく横文字も止め、わかりやすく読みやすくが重要ではないでしょうか。

【三木理事兼政策推進担当部長】 分かりました。

【平井委員】 グローバル的な視点という表記も具体的に、どなたでも理解できるようなものにしてほしいと思います。

【三木理事兼政策推進担当部長】 現場の教員だけではなく、保護者の方、市民の方に理解していただくためには、先生がおっしゃるように簡潔にしないといけないと思いますし、外国語についても出来るだけ日本語に置き換えて、整理していきたいと思います。

【大竹委員】 基本理念のところなのですが、基本理念というのは、理念なので、基本的には骨子は当然変わらない。これがそもそも変わるようじゃだめだということなのですけれども、ただ、時代に合ったワーディングを入れるというのは非常に大事だと思う

のです。そういう面で見れば、この中で見て少し抜けているというのが、例えば、SDGsと
言うと、今、平井委員が外国語を使うなど言われたので、日本語で言うと持続可能な未来
社会を担うというような言葉であるとか、今の段階でいくと、主体的な学びとかですね。
子どもたちの可能性を引き出すとか、少しワーディングだけは見直して、例えば、ITリテ
ラシー、またこれも片仮名ですけれども、そういった今の時代に合ったところのワーディ
ングに見直す。ただ、根本のところはやはり健やかに成長して、自己を確立するというよ
うなところは変わりません。ただ、今の時代からいくと、国際化というのは当たり前なの
で、国際化の進展とか、未曾有の災害の発生等に立ち向かうというのは落としてもいいか
なと思います。根本のところの、これは基本理念なので、あまりそんなにコロコロ変える
ようなことはないのですけれども、先ほど言った持続可能な未来社会を担う人材というよ
うな言い方とか、ITを入れるか、あるいは主体的な学びというふうに入れるのか、最近
の色々な動きの主題的なものを少し基本理念の中で分かりやすく入れられたらいいかなと
思います。それと、当然、今の社会を生き抜く力というような中で、切り拓くというところ
ではそうなので、新しいワードを少し入れながら、捨てるワードも見つけて、あまり長
くないように基本理念は変えていただければいいかなというのが1点であります。

それからもう1点は、重要事項の目標というのは、先ほど事務局の方もやはり少し長い
ので短くしたいということは、そのとおりなのです。私もやはり、1番目のところとし
ては、安心安全ということは1つの単語として使った方がいいのではないかな。そういう意
味では、健やかな成長を育む安心安全な社会の実現とか、その次としては、先ほど言った、
持続可能な未来社会を生き抜く学力・体力の向上とか、学びを支えるというのはいいので
すけれど、なるべく、20文字か25文字ぐらいの中でこういった重要目標のところはしっか
りとやっていただければいいのではないかなと思います。そういう意味では、ワードとし
ては3つ、3とか5とか7というのが一般的でありますし、いきなりそんなに重要事項と
いうのはたくさんやっても、焦点がぼけるので、そういう面では3ぐらいというのは非常
に良いワーディングのベースかなというように思います。

【三木理事兼政策推進担当部長】 教育につきましては、芭蕉ではありませんけれども、
不易流行、変わらぬものを据えてやっていかないといけない基本的なものと、その時々
の新しい流れ、それを取り入れていく。その2つが重要とっておりますので、変わらぬも
のと新しいものを取り交ぜて、基本理念、作っていきたくております。また、最
重要目標につきましては、先生が今、おっしゃられたようなことも踏まえまして、3つの、

よりそれをシンプルに、心に響くような形で作ってまいりたいと思います。ありがとうございます。

【栗林委員】 大竹委員の意見は非常に適切なお意見、ご指摘をいただいたと思うので、それに付け加えて申し上げるのではないのですけれども、枠組みとしては基本的には国の教育振興基本計画というのがあって、それとあんまり大きく矛盾しないものにといい、そういう枠組み設定をしていく必要があるので、どうしてもどの自治体においても限定的な表現にならざるを得ないところがあるのだろうと思っています。

今、ご指摘いただいたのは非常にどの意見も適切な意見だと思うのですが、特に、2018年から2022年度までの追加的な今後に向けた社会を展望した教育政策の重点事項として、大竹先生もおっしゃいましたけれども、自立ですとか、協働ですとか、創造という、そういう概念をこれまでの内容をしっかりと継承して、個人と社会のめざすべき姿であるとか、教育政策の重点事項を考えてきたというようなことが必要だとされていますので、個々の言葉、それぞれあるとは思いますが、やはり国の方向性に大阪の独自性というのをどう加味していくかという、そういう観点での取りまとめは必要なのかと思っておりますので、そういう点のご配慮もいただけるとありがたいと思っています。宜しくお願いします。

【三木理事兼政策推進担当部長】 栗林先生がおっしゃるとおり、国と地方公共団体はそれぞれ共同して作っていくということになっておりますので、国の新計画また中教審の答申、そういった中の言葉を踏まえて、それをベースにしながらも、大阪独自のところも若干あれば、それは加味出来るように考えてまいりたいと思います。

【平井委員】 振興計画を作る時、児童・生徒たちの声を反映することはできないのでしょうか。他の自治体には中学生や高校生の意見も取り入れながら、未来の街づくりを考え、その根幹に教育を据えているところもあるようです。

【三木理事兼政策推進担当部長】 はい。分かりました。教員についてはアンケートをする予定なのですが、教育の主体であります子どもの意向、意見をどういう形で、それを掴むことが出来るのか、そのあたり、事務局の方で検討して、少し時間等の制約もございまして、どれだけ出来るかというのはありますけれども、他都市の事例も踏まえながら考えてまいりたいと思います。

【巽委員】 今、皆様方からいただいた意見は私も全て同感でありますので、少し違った付け加えをさせていただきたいと思っています。計画期間が4年間ということで、比較的、

私は短いと捉えているのですけれど、時代の流れるスピードが最近速くて、4年後には全く違う流れになっているのではないかなと思っています。また、このコロナ禍で大きく教育は揺れ動いていると言いますか、模索している状態でもありますので、そういった点では本当に直近の課題と言いますか、この4年間で実現可能なのか、めざすべきところを入れてほしいと思っております。先ほどから、安心・安全とか、学力、体力はそのとおりなのですが、重点的に、これは多分、計画は恐らく教員も注目するだろうと思っておりますので、ここにやはり働き方改革というところをしっかりと盛り込んでほしいと思っております。例えば、長時間勤務の割合であったりとか、あとは、照会文書の数というのが掲載されていると思いますが、徐々に、年々減っていったらと思うのですけれど、この業務についてから、やはり教頭先生の残業時間であったりとか、業務の量というのは、10年前、20年前とは大きく変わってきているのかなというように思っております。

以前も私の方で少しお話させていただいたのですけれど、文書の数ですね。これは年間の件数だと思うのですけれど、一時は年間968件ですかね。多分、ペーパーで保護者宛てとか手紙があって、特にこのコロナの、この1ヶ月ぐらいですかね。色々、通学時間が変わったたり、授業形態というので、プリントの量が非常に多く、家に山ほど来ておまして、是非とも、この4年間というか計画の中に、連絡手段のデジタル化というところは国の文科省の方でも推奨していますので、思い切って進めないといけないというように思っております。そのアンケートであったりとか、文書の通達、手段をデジタル化することによって、教頭先生とか先生方の業務量というのも一定数、だいぶ減ると思っておりますので、今でも教育委員会のメールの方に、ひな形で文書ありきのひな形が私たちにも送られてくるのですけれど、そういったところからメールの文書に変えていくであったりとか、私も色々考えたのですけれど、アンケートとかだったら、今回、このコロナ禍でも通学時間をどれにしますか、何日は何時って選んで、私たちも手書きで書いて、それは教員が作成して印刷して子どもに配布して、子どもも持ち帰って、保護者が記入して、持って行って集計してと、ものすごく大変な作業だと思うのですけれど、やはりデジタル化が出来ると、例えば、未回収への家庭の催促以外は基本的に自動化出来ると思っておりますので、ここは教育委員会も主体となって是非、進めていただきたいと思っております。

もう1つは、タブレットですね。1人1台タブレットを配布していただいて、それはすごく大きな第一歩だったなというように思って、感謝しているのですけれど、次はしっかりと活用出来るような環境を整備する必要があるのかなというように思っております。タブ

レットは届いたけど、まだまだ充電器の数、どれくらいですかね。タブレットの数のある学校では10分の1、40とか50しかないとか、支援員が全然足りてない、月に1回か2回ぐらいしか来られないとか、その辺もしっかり整備というか、支援、体制を整えて、学校側がタブレットをしっかり活用出来るように整えなければ、なぜかという、タブレットの寿命も2年から3年というふうに言われていますし、ノートパソコンも4年から5年というふうに言われていますので、出来たはいいが寿命で全然使えませんでしたという話になるのは、ちょっとだめかなというように思いますので、少しここは巻きでしっかり取り組んでいただきたいということを時代の流れで思います。

【三木理事兼政策推進担当部長】 ありがとうございます。先ほど、何点か指摘がありました。まず、計画期間につきまして4年間というのは、これは市長の任期も絡みまして、選挙で選ばれた市長が各期ごとにそれを反映出来るような形で1つはなっております。ただ、先生がおっしゃいますように、どんどん時代が変わってきますので、その辺りは取り組み内容を加速化させていきたいと思えます。また、働き方改革とかデジタル化、それから1人1台端末の利活用という点につきましては、まさにこれは新しい3つ目の重点目標としまして、学びを支える教育環境の充実というのを、私どもも項目だてをしたいと思っております。この辺り、人材育成とありますけども、これは当然、働き方改革も含めて、教員の先生がやはり児童生徒に向き合える時間、それがきちっと出来るように、色んな効率化を図っていききたい。また、まさに、デジタル化、ICTの活用もその中に入っておりますので、連絡手段だけではなく、色んな内容につきまして効率化を図っていききたいと思っております。また、通信環境の整備、その他、モバイルの色んな問題点につきましては、この間の約一月でやった、関係の効果検証も含めまして、現在、今、整理しているところがございますので、また、次回等にも一定の報告等もさせていただきたいと思っております。

【山本教育長】 今の緊急事態宣言が延長になっても、6月20日前後には落ち着いてくる兆しもあるのかなと思えますので、まず、今、各学校現場の方でこの間の取り扱いの部分の学習の遅れを、また今から安定した学校運営の方に傾注していただいて、6月の半ば過ぎをスタートに、新しい振興基本計画作りを各学校の方の意見も聞きながら進めてまいりたいと思えます。これからスタートでございますので、またお気づきの点、何でもまた、いつでも結構でございますので、ご意見を頂戴出来ればと思っておりますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
